

事務連絡
令和3年10月29日

各部局独法担当官 殿

労働基準局労働関係法課

貴管下の独立行政法人等における無期転換ルールへの対応の検討に関する再周知のお願い
及び無期転換ルールへの対応状況に関する調査について（依頼）

日頃から、労働基準行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正労働契約法に基づく、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール（無期転換ルール。参考1参照）については、平成25年4月1日に施行され、令和3年4月1日に施行後8年を迎えました。

改めて、この無期転換ルールが設けられた趣旨を申し上げますと、有期労働契約が長期間反復更新された場合について、その濫用的な利用を抑制し、雇用の安定を図る目的で設けられたものであり、当局と致しましては、同趣旨を十分に踏まえたご対応をお願いしたいと考えております。

このたびは、このルールに基づく無期転換の本格的な申込みが見込まれた平成30年4月1日から3年以上が経過したことを踏まえ、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1. 周知のお願い

平成24年改正労働契約法の施行開始以来、幾度にわたり、当ルールへの対応の状況に係る調査や、調査結果も踏まえた貴管下の独立行政法人に対する無期転換ルールの制度の周知をお願いして参りました。

当局と致しましては、制度のさらなる浸透・円滑な運用を目指し、

- ・無期転換ルールの概要や厚生労働省の支援策、積極的な取組みを進める民間企業における無期転換ルールへの対応事例等をまとめた無期転換ポータルサイト（※1）の運営・拡充
- ・制度内容や導入事例・Q&A等をまとめた「無期転換ルールハンドブック」（※2）及び「無期転換ルールをよくある質問（Q&A）」の作成・周知（※3）
- ・無期転換を導入しようとする企業の取組みを支援する「取組支援ワークブック」（※4）等の作成・周知

など、様々な周知の取組みを進めておりますが、貴部局所管の独立行政法人において、先に申し上げた制度の趣旨に沿った無期転換ルールの運用が図られますよう、下記URLも併せて、改めての周知をお願い致します。また、その際には、特殊法人や特別民間法人、国立大学法人等、貴部局関係法人に対しても、必要に応じて周知をお願い致します。

※1 <https://muki.mhlw.go.jp/>

※2 <https://muki.mhlw.go.jp/policy/handbook2021.pdf>

※3 <https://muki.mhlw.go.jp/overview/qa.pdf>

※4 https://muki.mhlw.go.jp/policy/workbook_201125_01.pdf

2. 対応状況の調査のお願い

あわせて、貴管下の独立行政法人の無期転換ルール（※5）への現在の対応状況について把握させていただきたく存じます。

調査票（別紙）を貴管下の独立行政法人に配布いただき、回答をご回収の上、11月22日（月）までに下記連絡先宛に電子メールにてご提出ください。

本調査については、結果を当局において取りまとめ、必要に応じて報告等に使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

※5 労働契約法は、国家公務員及び地方公務員については適用除外となっており、独立行政法人においては、非公務員型の独立行政法人（中期目標管理法人、国立研究開発法人）の労働者について適用されます。このため、今回の調査対象は、非公務員型の独立行政法人に限ります。

なお、国立研究開発法人等における研究者及び教員等については、研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から、無期転換申込権発生までの期間について、原則5年であるところ10年とする特例が設けられ、平成26年4月1日から施行されております。（詳細については下記URLをご参照ください。）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/

【添付資料】

別紙：調査票（無期転換ルールへの対応状況調査）

<連絡先>

厚生労働省労働基準局労働関係法課 片山、杉山、村田

電話：03-5253-1111（代表）（内線 5587）

メールアドレス：katayama-kanako.nr3@mhlw.go.jp

sugiyama-yui@mhlw.go.jp

murata-kazuma.ii0@mhlw.go.jp